



平成 29 年 7 月 21 日

各 位

会社名 株式会社 西松屋チェーン
代表者名 代表取締役社長 大村 禎史
(コード番号 7545 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 小紫 靖
(TEL 079-252-3300)

株主優待制度の変更(株主優待券のプリペイドカード化等)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待制度の変更について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

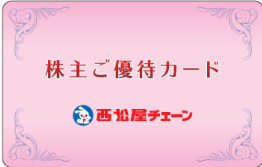

株主優待券の利便性を向上させ、当社株式への投資魅力を一層高めることを目的としております。

2. 変更内容

(1) 株主優待券のプリペイドカード化

現在の紙製の金券「株主ご優待券」をプリペイドカード形式の「株主ご優待カード」に変更いたします。現在、金券ご利用の際には釣り銭をお渡しできないこととしておりますが、プリペイドカードへの変更後は、入金額を無駄なくご利用いただけます。

「株主ご優待カード」の概要

<p>カードのデザイン</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>入金額と有効期限は、お届けの際にカードを固定する台紙等に記載いたします。</p>
<p>利用可能な店舗</p>	<p>当社の全店舗でのお買い物にご利用いただけます。 (インターネット通販ではご利用いただけません。)</p>
<p>入金額等</p>	<p>保有株数に応じた優待金額(1,000円・3,000円・5,000円)をカードに入金処理して贈呈いたします。 使い切り型のカードであり、再入金はできません。</p>
<p>有効期間</p>	<p>中間配当支払開始日(8月20日基準の贈呈分)または期末配当支払開始日(2月20日基準の贈呈分)から6ヶ月間。</p>
<p>残高照会等</p>	<p>専用サイト(*)でカード裏面に記載のカード番号・PIN番号をご入力いただくことにより、カード残高とご利用履歴をご照会いただけます。</p> <p>* 当社ウェブサイト(https://www.24028.jp/ir/stock_holder)よりリンク</p>

(2) 株主優待券の有効期間の変更

株主優待券のプリペイドカード化に合わせ、株主優待券の有効期間を以下のとおり変更いたします。

		現在 (金券)	変更後 (プリペイドカード)
有効期間	中間期末分 (8月20日基準)	中間配当支払開始日(*1) から4月30日まで	中間配当支払開始日(*1) から6ヶ月間
	期末分 (2月20日基準)	期末配当支払開始日(*2) から10月31日まで	期末配当支払開始日(*2) から6ヶ月間

*1 例年、11月1日頃

*2 例年、5月中旬(定時株主総会開催日の翌日)

3. 変更時期

平成29年8月20日現在の100株以上保有の株主様への贈呈分より実施いたします。

以上